

○業務管理指導官等による業務管理上の留意事項について

令和7年10月22日

道本監第2580号（務合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て業務管理指導官及び適正捜査指導官（以下「業務管理指導官等」という。）にあっては、北海道警察の組織に関する訓令（昭和40年警察本部訓令甲第3号）において、その配置所属及び分掌事務が定められているところ、各所属においては、業務管理指導官等の配置の有無により、それぞれ下記の事項に留意の上、業務管理を徹底し、業務上の非違事案の絶無を期されたい。

なお、「業務管理指導官等による業務管理上の留意事項について」（令3.3.16道本監第4472号（務合同））は、廃止する。

記

1 業務管理指導官等配置所属における留意事項

(1) 業務管理指導官に係る事項

ア 業務管理指導官は、自所属の長の命を受け、監察官と連携して、当該所属の所掌する事務に関し、次に掲げる職務を行うものとする。

(イ) 適正な捜査及び職務執行並びに受傷事故の未然防止（会計課及び厚生課にあっては適正な契約、情報管理課にあっては警察情報取扱機器等に係る適正管理、留置管理課にあっては適正な留置業務並びに被留置者に係る事故及び受傷事故の未然防止）に関すること。

(ウ) 不適正事案及び受傷事故の発生時における監察の補助に関すること。

(エ) 倫理指導官（「倫理監督監等の指定及び公務員倫理に関する許可等の手続について」（令7.2.25道本監第3989号）に定める倫理指導官をいう。）が行う北海道職員倫理規則（平成12年北海道規則第158号）第20条第1項第2号に規定する確認の補助に関すること。

イ 上記職務の一環として、「国家賠償請求訴訟判決を踏まえた緻密かつ適正な捜査の徹底について」（令7.10.22道本公1第2430号（各部合同））により、警察本部の捜査を担当する各部の庶務担当課に所属する業務管理指導官は、職員から事件の捜査に関する相談、意見等を受け付ける体制の責任者としての役割を担っていることから、その趣旨をよく認識の上、各種捜査活動が適正に行われるよう実効を期すこと。

(2) 適正捜査指導官に係る事項

ア 適正捜査指導官は、次に掲げる職務を行うものとする。

(イ) 自所属の所掌する組織犯罪捜査に係る適正捜査の指導に関すること。

(ウ) 刑事部及び警備部の参事官兼警務部監察官が実施する監察に関すること。

(エ) 警察本部監察官室との連絡調整に関すること。

イ 自所属の適正捜査指導官の職務に関する事項をその分掌事務とする主監として捜査指導主監を、主査として捜査指導主査を配置する。

それぞれの配置所属については、捜査指導主監にあっては組織犯罪対策企画課、組織犯罪対策第一課及び組織犯罪対策第二課とし、捜査指導主査にあっては組織犯罪対策企画課、組織犯罪対策第一課、組織犯罪対策第二課及び外事課とする。

ウ 刑事部及び警備部の参事官兼警務部監察官は、当該部の適正捜査指導官、捜査指導主監及び捜査指導主査を直接指揮できるものである。

2 業務管理指導官等の配置のない所属における留意事項

- (1) 業務管理指導官の配置のない所属については、当該所属の次席（次席の職務を行う者を含む。）が、監察官と連携して、当該所属の所掌する事務に関し、業務管理指導官の職務を行うものとする。
- (2) 組織犯罪捜査を所掌する警察本部の所属に適正捜査指導官を置くが、これは、事件捜査を所掌する所属の業務管理に関する事務の一部を特に抜き出し、その職務としたものである。

組織犯罪捜査に係る適正捜査の指導に関することは、適正捜査指導官の配置がなくとも、組織犯罪事件捜査を所掌する所属であれば、当然の所掌事務である。